

契約中の脱毛エステ店が倒産してしまった！



(相談事例1)

2ヶ月前、脱毛エステ12回コース25万円を契約し、全額支払った。まだ3回しか受けていないのに、エステ店が倒産。代金は返してもらえるのか。



(相談事例2)

契約期間は3年だが、その後も通い放題の脱毛エステ50万円を契約。まだ7回しかサービスを受けていないのにエステ店が倒産した。クレジット(分割払い)契約で支払いも残っているが払わないといけなのか。

【代金支払い済みの場合】

事業者が破産すると、破産管財人が選任され、債権者に配当します。破産管財人からの連絡を待ちましょう。

しかし、清算は、優先債権(税金や従業員の給料等)への支払いを終えてから行われるため、配当はほとんど期待できない場合があります。



【クレジット分割払いの場合】

クレジット分割払い(支払期間が2ヶ月を超え、販売価格が4万円以上)の場合、クレジット会社に、今後の請求を止めるよう申し出ることができます。但し、必ずしも支払い義務が消滅するものではありません。

また、サービスを受けた分より多く支払っていても、事業者の倒産を理由に、クレジット会社が返金に応じる義務はないため、返金してもらおうのは困難です。

(アドバイス)

☞ エステティックサービスは、長期間継続的サービスを契約することが一般的です。契約途中でエステ事業者が倒産してしまうこともあります。その場合、前払いした代金を返してもらえない危険性があることを知っておきましょう。

☞ 成年年齢引下げにより18歳、19歳でも一人で契約できるようになりました。契約は慎重にしましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999 (日曜日でも電話相談可)

福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日でも電話相談可)

北九州市 093-861-0999 (土曜日でも相談可 ※第3土曜日は13時まで)

* 消費者ホットライン TEL(局番なし) 188 (いやや!)

(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します